

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1 救助の程度、方法及び期間 福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア（略） イ（略） ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。 エ～カ（略） (2) 応急仮設住宅 （略） ア 建設型応急住宅 (ア)（略） (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>7,089,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ)（略） イ（略） 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (1) 炊き出しその他による食品の給与 ア・イ（略） ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,390円</u>以内とする。 エ（略） (2)（略） 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第1 救助の程度、方法及び期間 福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア（略） イ（略） ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。 エ～カ（略） (2) 応急仮設住宅 （略） ア 建設型応急住宅 (ア)（略） (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,883,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ)（略） イ（略） 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (1) 炊き出しその他による食品の給与 ア・イ（略） ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,330円</u>以内とする。 エ（略） (2)（略） 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) (略)

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～ 9月	<u>20,300</u> 円	<u>26,100</u> 円	<u>38,700</u> 円	<u>46,200</u> 円	<u>58,500</u> 円	<u>8,500</u> 円
冬季	10月～ 3月	<u>33,700</u> 円	<u>43,500</u> 円	<u>60,600</u> 円	<u>70,900</u> 円	<u>89,300</u> 円	<u>12,300</u> 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～ 9月	<u>6,700</u> 円	<u>8,900</u> 円	<u>13,400</u> 円	<u>16,300</u> 円	<u>20,500</u> 円	<u>2,900</u> 円
冬季	10月～ 3月	<u>10,700</u> 円	<u>14,000</u> 円	<u>19,900</u> 円	<u>23,600</u> 円	<u>29,800</u> 円	<u>3,900</u> 円

(4) (略)

4・5 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～ 9月	<u>19,800</u> 円	<u>25,400</u> 円	<u>37,700</u> 円	<u>45,000</u> 円	<u>57,000</u> 円	<u>8,300</u> 円
冬季	10月～ 3月	<u>32,800</u> 円	<u>42,400</u> 円	<u>59,000</u> 円	<u>69,000</u> 円	<u>87,000</u> 円	<u>12,000</u> 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～ 9月	<u>6,500</u> 円	<u>8,700</u> 円	<u>13,000</u> 円	<u>15,900</u> 円	<u>20,000</u> 円	<u>2,800</u> 円
冬季	10月～ 3月	<u>10,400</u> 円	<u>13,600</u> 円	<u>19,400</u> 円	<u>23,000</u> 円	<u>29,000</u> 円	<u>3,800</u> 円

(4) (略)

4・5 (略)

6 被災した住宅の応急修理 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア (略) イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり<u>53,900円</u>以内とする。 ウ (略) (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア (略) イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円 イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>358,000円</u> ウ (略) 7 (略) 8 学用品の給与 (1)・(2) (略) (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア (略) イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,500円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>5,800円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,300円</u> (4) (略) 9 埋葬 (1)・(2) (略) (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>232,200円</u>、小人<u>185,700円</u>以内とする。 (4) (略) 10 (略) 11 死体の処理	6 被災した住宅の応急修理 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア (略) イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり<u>51,500円</u>以内とする。 ウ (略) (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア (略) イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円 イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>348,000円</u> ウ (略) 7 (略) 8 学用品の給与 (1)・(2) (略) (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア (略) イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,200円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>5,500円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,000円</u> (4) (略) 9 埋葬 (1)・(2) (略) (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>226,100円</u>、小人<u>180,800円</u>以内とする。 (4) (略) 10 (略) 11 死体の処理
--	--

(1)～(3) (略) (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり<u>3,700 円</u>以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり<u>5,900円</u>以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ (略) (5) (略) 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (1) (略) (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が<u>143,900円</u>以内とする。 (3) (略) 13 (略) 第 2・第 3 (略)	(1)～(3) (略) (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり<u>3,600 円</u>以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり<u>5,700円</u>以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ (略) (5) (略) 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (1) (略) (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が<u>140,000円</u>以内とする。 (3) (略) 13 (略) 第 2・第 3 (略)
---	---